

第3次阿蘇市総合計画

基本構想 2025▶2033

前期基本計画 2025▶2029

第1部

序論

01

第1章

総合計画の概要

1. 策定の趣旨

本市では、平成29年度(2017年度)から令和6年度(2024年度)までの8年間(令和7年(2025年)9月まで半年間延長)を計画期間とした「第2次阿蘇市総合計画」に基づき、「人がつながり 創りだす 新しい阿蘇～ONLY ONEの世界へ～」を将来都市像として掲げ、各種施策を推進してきました。

この計画期間中、日本全体において人口減少及び少子高齢化が急速に進行し、地域経済の活性化を目指す地方創生の取組、大規模自然災害への対策、新型コロナウイルス感染症※1の拡大による新しい生活様式への適応など、社会を取り巻く環境が大きく変化しました。本市においても、こうした変化に伴い、これまで認識されていた課題に加えて新たに対応すべき課題が生じています。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体の価値観を大きく変化させる契機となりました。本市では、人々の交流機会や観光客の減少、消費活動の落ち込みといった影響が見られた一方で、感染拡大防止と社会経済活動の両立が強く求められる状況が続きました。また、テレワーク※2やオンライン会議

といったデジタル技術の活用が進展し、オンラインコミュニケーションの急速な普及につながるなど、社会構造そのものが変化しつつあります。

このような状況の中、本市では令和7年(2025年)10月から新たに「第3次阿蘇市総合計画」をスタートさせ、長期的な視点に立って持続可能な地域社会の実現を目指していきます。本計画では、市民、事業者、行政が一体となって社会の変化に対応しつつ、地域全体の力を引き出すまちづくりを基本に進めます。これにより、多様な主体が参画することで地域力を向上させ、さらにはデジタル技術によるイノベーションを活用し、様々な分野で生産性の向上を図ることで市民生活の維持・向上を目指します。

加えて持続可能な未来を構築するため、環境、経済、社会のバランスを重視しながら施策を展開します。これらの取組を通じて、本市が目指す将来都市像を市民、事業者、行政とが共有し、総合的かつ計画的に市政運営を展開していくことで、持続可能なまちづくりを推進します。

※1 新型コロナウイルス感染症…令和元年(2019年)12月に発生が確認されて以降、世界中に感染が拡大した新型のウイルス。令和2年(2020年)3月11日には世界保健機関(WHO)がパンデミックになっていると宣言するに至った。

※2 テレワーク…ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

2. 計画の概要

(1) 計画の期間

令和7年(2025年)10月から令和15年(2033年)9月までの8年間です。

(2) 計画の構成

総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

①基本構想 8年間

基本構想は、市のまちづくりの理念や将来都市像(ありたい姿)を明らかにするとともに、それを実現するための施策の大綱を示すものです。

計画期間は、令和7年(2025年)10月から令和15年(2033年)9月までの8年間です。

②基本計画 4年間

基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像を実現するための具体的な施策を体系的に定

め、各施策の方向性を示したものです。

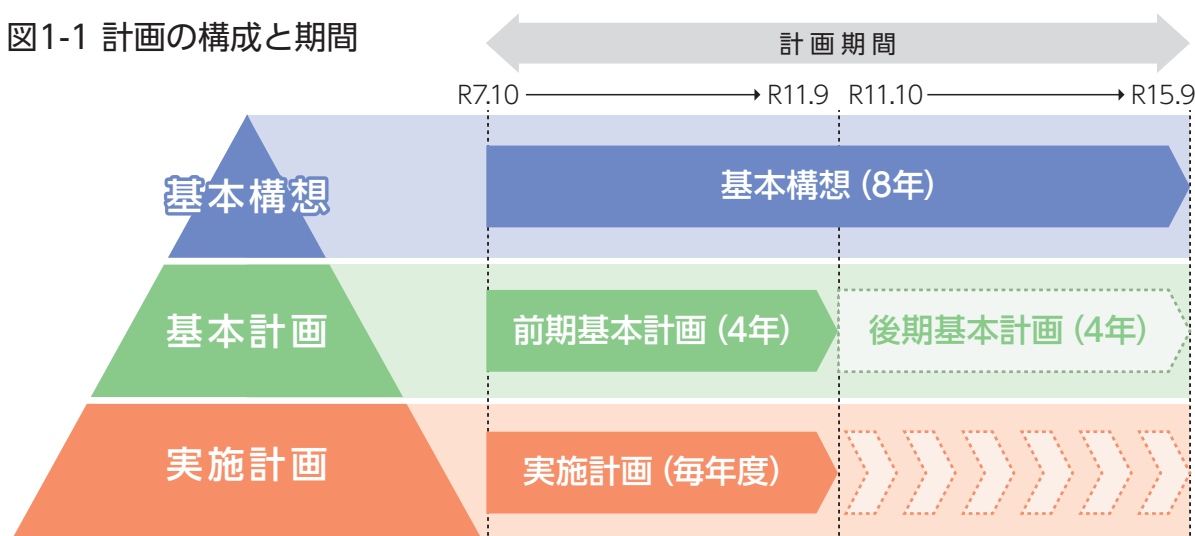
計画期間は、前期基本計画が令和7年(2025年)10月から令和11年(2029年)9月までの4年間、後期基本計画が令和11年(2029年)10月から令和15年(2033年)9月までの4年間です。

③実施計画 毎年度(ローリング方式による見直し)

基本計画で体系化した各施策を実現するため、毎年度実施する事業を示すものです。

実施計画は、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるもので、基本計画で設定した目標値の進捗状況等を踏まえ、計画策定、事業実施、評価及び改善を行い(PDCAサイクル)、次年度以降の事業に反映することで、計画の実効性を確保します。

図1-1 計画の構成と期間



3. 計画の位置づけ

(1) 総合計画は市の最上位計画

総合計画は、まちづくりの基本となる計画で、今後、どのようなまちを目指していくのか、その方向性を総合的に示すもので、市の最上位計画にあたります。

(2) 総合計画と関連計画

市の最上位計画である総合計画の他に、各課が総合計画に基づく具体的な目標や施策を定めた個別計画や、地方創生への取組をまとめた「第3期阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」があります。

総合計画でまちづくりの大きな方向性を示すとともに、各種福祉施策や都市基盤整備に関する施策等、個別の各種施策については、それぞれの個別計画にて細やかに定められています。総合計画と個別計画の両方を推進することにより、住みよいまちづくりを実現します。

図1-2 計画の位置づけ

